

島根県医療介護連携 I T システム構築支援事業補助金交付要綱

(通則)

- 1 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 6 4 号）第 4 条に基づき策定した県計画に基づく事業を実施するため、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和 3 2 年島根県規則第 3 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等の医療関係機関、居宅支援事業所、老人保健施設、老人福祉施設等の介護関係施設、地域包括支援センター、介護保険者等の介護関係機関を繋ぐネットワーク基盤及び当該基盤上で圏域内及び圏域を越えた医療機関、介護関係施設、介護関係機関等の連携のためのアプリケーションの整備等を支援することにより、迅速かつ円滑な医療連携、医療介護連携の一層の促進と、県民に対する効率的かつ効果的な医療提供体制の充実に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、島根県医療介護連携 I T システム構築支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて行われる次の事業を交付の対象とする。
 - (1) ネットワーク基盤及び基本システムの整備
 - (2) 連携アプリケーションの整備及び連携アプリケーションとの情報連携に係る医療機関、介護関係施設、介護関係機関等のシステム改修等
 - (3) ネットワーク基盤及び基本システムの運営
 - (4) 新型コロナウイルス感染症対策に資する事業であって、知事が必要と認める事業

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。
 - (1) 別表の第 1 欄に掲げる区分における第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に 1, 000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
 - (5) 知事の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (7) 事業にかかる関係書類の保存については次のとおりとする。

ア 事業者が地方公共団体の場合

事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後

5年間保管しておかなければならない。

イ 事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についても証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（8）補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当な場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（9）交付額の算定に当たり消費税及び地方消費税を含めた額により算出を行った場合には、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））が確定した後、様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（10）補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して他の国又は県の補助金の交付を受けてはならない。

（交付申請）

6 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（変更承認申請）

7 補助事業者は、規則第9条第1項の規定により、知事の承認を受けようとするときは、補助事業変更承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

（概算払い）

8 知事は、必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内で概算払いにより補助金を交付することができる。

（実績報告）

9 この補助金の事業実績報告は、事業完了後1か月以内又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第3号による報告書を知事に提出して行わなければならない。

（その他）

10 特別の事情により4、6、7及び9に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則 （平成27年1月22日医第1187号）

この要綱は、平成27年1月22日から適用する。

附則 （平成30年3月30日医第1478号）

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則 （令和2年3月25日医第1900号）

この要綱は、令和2年3月25日から適用する。

附則 （令和2年4月30日医第355号）

この要綱は、令和2年4月30日から適用する。

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費
(1) ネットワーク基盤及び基本システムの整備	知事が必要と認めた額	・ネットワーク基盤の整備費 ・基本システムの整備費 ・既存の医療連携のためのシステムをネットワーク基盤及び基本システム上で稼働させるために必要な改修費
(2) 連携アプリケーションの整備及び連携アプリケーションとの情報連携に係る医療機関、介護関係施設、介護関係機関等のシステム改修等	知事が必要と認めた額（ただし、連携アプリケーションとの情報連携に係る医療機関、介護関係施設、介護関係機関等のシステム改修等にあつては1補助事業者あたり30,000千円を上限とする）	・連携アプリケーションの整備費（システム導入に必要な設計・開発費、サーバ機器等導入費等） ・連携アプリケーションとの情報連携のために行う医療機関、介護関係施設、介護関係機関等のシステム改修等に必要な経費（情報連携のために必要な医療機関、介護関係施設、介護関係機関等のシステム改修の設計・開発費、サーバ機器等導入費等。ただし、実施要綱に定める連携アプリケーション整備主体が整備するシステムとの情報連携のためにシステム改修等を行う医療機関、介護関係施設、介護関係機関等の開設者又は当該医療機関より委任を受けた者に限る。）
(3) ネットワーク基盤及び基本システムの運営	知事が必要と認めた額	・ネットワーク基盤及び基本システムの保守・運営費（これに関連する利用促進・適正利用のための教育・普及啓発費、医療連携ネットワーク推進費、実施要綱に定める医療連携IT推進にかかる協議会開催支援費を含む。）
(4) 新型コロナウイルス感染症対策に資する事業であつて、知事が必要と認める事業	知事が必要と認めた額	・連携アプリケーションを利用した各種感染症対策事業を実施することによる逸失利益に相当する経費 ・その他補助事業の実施に必要と認められる経費（事前に協議の上、知事が必要と認めた経費に限る。）